

災害臨時特別号

広報あなみず ②

Feb.2024

Vol.771

素敵な1年が始まるはずだったのに。。。。



1

令和6年1月1日

令和6年能登半島地震

地震発生から1か月となりました。

1月1日に発生した地震は、穴水町において20名の尊い命を奪い、町内全域に町政史上最も大きな被害をもたらしました。お亡くなりになった方とご家族に対して、改めてお悔やみを申し上げます。また、被災された全ての方々へ心からお見舞い申し上げます。

今なお、多くの方々が不自由な避難生活を強いられています。自らの生活の先の見通せない不安の中、避難所を訪問した私の身を安じていただく言葉に、町民の生命と財産、安心安全を守る立場として痛惜の念に堪えません。

現在、ライフラインの復旧、特に電力、上下水道の復旧に全力をあげて取り組んでおります。また各避難所における皆様の健康状態の把握、1.5次、2次避難の斡旋、今後の生活再建に向けた支援体制を整え、情報提供、相談に更なる充実を図って参ります。

発災以来、穴水町は国、県、協力自治体などの様々なご支援を頂いております。こうしたご支援が無かったら、この間は乗り切れなかったと思います。感謝しかありません。

壊れかけたふるさと穴水を守るために、私たちは復興に向けて進まなければなりません。たくさんの人の支えがあります。前を見ましょう。希望を持ちましょう。

穴水町長 吉村 光輝

PHOTO INDEX

1～4. 店舗や住宅が崩れ、車が建物の下敷きになっている箇所も。(商店街周辺) 5. 津波が押し寄せた後の様子。道路や田んぼには、波に運ばれたごみなどが散乱している。(甲) 6. 集落へ繋がる道が崩落。一時孤立状態に。(麦ヶ浦) 7. 建物が崩れ、屋根が斜面の下まで落ちている。(越渡) 8. 岩車地区から鹿波地区へ向かう道路。電柱やガードレールごと崩れ落ちている。(岩車)

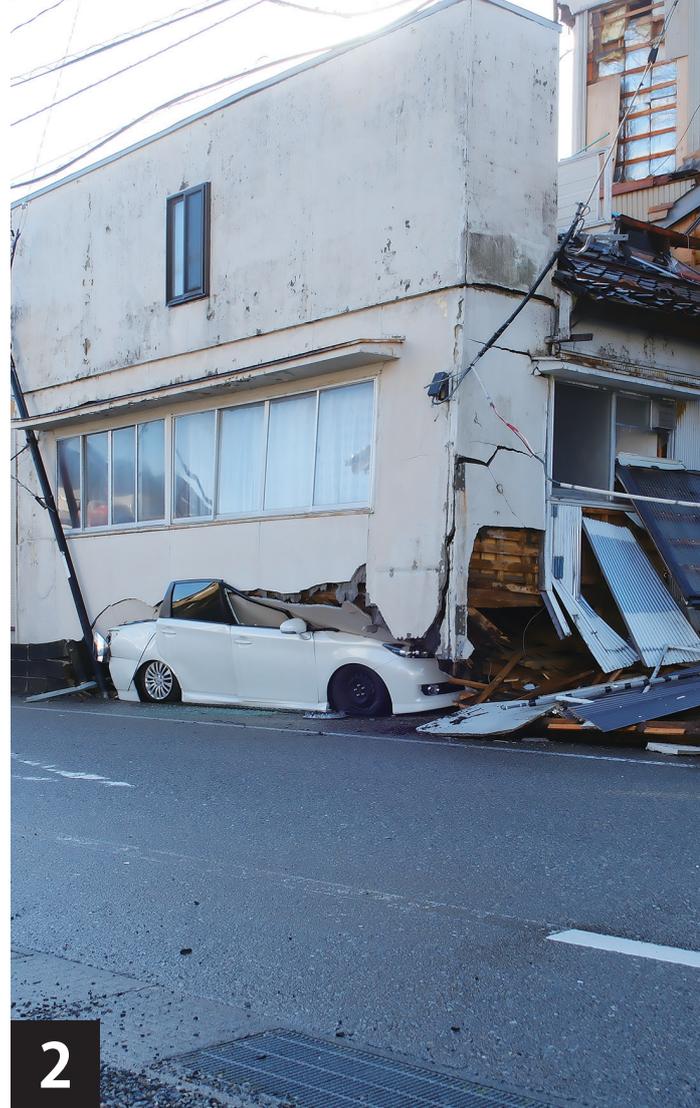






PHOTO INDEX

9. 住宅地での土砂崩れは多くの方が犠牲となった。(由比ヶ丘) 10～11. 地面が崩れ、車が埋まっている。(志ヶ浦・宝山マリーナ) 12. 家屋を支える地盤が崩れ、今にも下に落ちそうな様子。(河内) 13. 石垣が崩れ落ち、道路を塞いでしまっている。(下唐川) 14. 神社の鳥居が崩れ落ちてきている様子。(鹿波) 15. 国道249号線の土砂崩れや道路崩落による通行止めは、復旧作業の遅延を生んだ。(中居) 16. 地震直後の庁舎内。文書棚が倒れ、パソコンや書類が散乱している。(役場) 17. 延々と続く漁港の地割れ(新崎)





右：馳浩石川県知事が来町し、被災地の視察や避難者から不安や要望などの聞き取りを行っていました。
左：登山家の野口健さんらが来町し、ソーラーランタンや寝袋などを受け取りました。

みなさんのやさしさに 支えられているから 私達は笑顔でいられます

令和6年能登半島地震により、私達はたくさんのものを失いました。家や車などの財産はもちろん、美しい風景や町並み、そして、家族や友達までも…。お正月という一番笑顔があふれる日に、穴水町から笑顔が奪われました。

そんな絶望の中、日本中のみなさんが私たちを支えてくれています。食料品や衣類などの支援物資から、炊き出しや入浴支援、ふるさと納税による義援金など、様々な支援をうけて、今を生きています。

日本中のみなさんのやさしさがあったから、私達は1歩ずつ前に進めています。前に進めたから、私達は少しずつ笑顔を取り戻しています。今はまだ暗闇の中を歩いていますが、みんなで手を取り合い、あの楽しかった日々を取り戻すため、ともに頑張っていきましょう。

下：全国の自治体が応援に駆けつけ、罹災証明書の発行など、行政業務をサポートしてくれています。





上：各種団体・個人のみなさんによる炊き出しや物資の支援、自衛隊による給水、入浴支援の様子。

下：避難所生活を送るみなさんの様子。笑顔で過ごすため、避難者同士で支え合いながら日々を過ごしています。



応急仮設住宅（建設型）

■地域整備課（専用回線） ☎52-0301

応急仮設住宅の入居申込の受付期限が延長しました

穴水町応急仮設住宅

オンライン入居申込フォーム

■申込期限 2月16日（金）まで（土・日・祝日も受付しています）■申込窓口 穴水町役場 1階ロビー（自動販売機前）
※右記二次元コードからオンライン申請も可能です。■入所条件 以下の（1）～（5）のいずれかに該当する者（条件が緩和されました）

- （1）住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者
- （2）半壊（「中規模半壊」「大規模半壊」を含む）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者
- （3）「二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある」「ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している」「地滑り等により避難指示等を受けている（※1）」など、長期にわたり（※2）自らの住宅に居住できないと町長が認める者（※3）
- （4）災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る）
- （5）その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

※1 雨が降れば避難指示等が発令されるような場合を含みます。

※2 「長期にわたり」とは、対策に概ね1か月以上かかり、自らの住宅に居住できない場合を指します。

※3 応急危険度判定により「危険（赤色）」と判定され、住宅に立ち入ることが困難な者を含みます。

■入居日 住居が順次完成次第、入居をご案内します。

■入居期間 建設完了から最長2年間 ※2年以内に新しい住居を確保してください。

■入居地区・順序 申込書の記載内容をもとに入居地区や順序を決定します。

※先着順ではありません。入居スケジュール等は随時更新予定です。

■入居費用 光熱水費や固定電話通信料などは使用者負担となります。

■備考 ・罹災証明書発行前でも申込可能です。※発行後は速やかにご提出ください。
・賃貸型応急住宅（みなし仮設）や町営住宅からの転居も可能です。

詳しくは、町公式ホームページ（右記二次元コード）をご覧ください。



賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）について

令和6年能登半島地震により、自宅での居住ができなくなった人への一時的な住まいとして、民間の賃貸型応急住宅（災害救助法）を利用することができます。詳細については、下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先 公益社団法人全国賃貸住宅経営者連合会 金沢支部

受付窓口：全国賃貸管理ビジネス協会 北陸支部

受付時間：9：00～17：00（毎日） 電話番号：0120-27-1000

接続番号：388006

※音声ガイダンスに従い、接続番号「388006」を入力してください。

お電話が繋がらない場合は改めておかけ直してください。

住宅の緊急の修理制度

■地域整備課（専用回線） ☎ 5 2 - 0 3 0 1

住宅の被害拡大を防ぐため、屋根、外壁等に対して、住宅の緊急修理を行うための制度です

■対象住宅 以下の（１）～（４）の条件をすべてを満たすもの

- （１）被害を受けた時点で住んでいた建物であること（空き家、物置、店舗などは対象外）
- （２）地震により屋根、外壁、窓、玄関扉などが損傷し、雨漏りまたはその可能性がある建物であること
- （３）写真等で「準半壊以上」（相当）と判断できる建物であること（『罹災証明書』は不要）
- （４）業者による修理であること（自身で行う修理は対象外）

※すでに修理業者へ依頼し、支払いを終えている場合は対象外となります。

■修理箇所 屋根、外壁、窓、玄関扉など（雨水侵入を防ぐためのブルーシート設置などにかかる費用が対象）

※修理業者の紹介はできませんので、ご自身でご依頼願います。

■限度額 1世帯あたり5万円

※上記費用は町から修理業者に直接支払います。限度額を超える部分は自己負担となります。

※被害状況の分かる修理前の写真が必要です。スマートフォンや携帯電話の画像でも判断可能です。

■申請窓口 穴水町役場 1階ロビー（自動販売機前） 9：00～17：00

■申請期限 令和6年2月29日（木）まで（土・日・祝日も受付しています）



詳しくは、町公式ホームページ（右記二次元コード）をご覧ください。

住宅の応急修理制度

■地域整備課（専用回線） ☎ 5 2 - 0 3 0 1

屋根や床、壁、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を行う制度です

■対象住宅 以下の（１）～（４）の条件をすべてを満たすもの

- （１）被害を受けた時点で住んでいた建物（空き家、物置、店舗などは対象外）
- （２）町が発行する『罹災証明書』により「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」と判定された建物

※「全壊」と判定された住宅でも、修理により引き続き居住が可能となる場合は対象となります。

■修理箇所 屋根、壁、床、ドア等の開口部、上下水道配管など、日常生活に必要不可欠な部分

※修理業者の紹介はできませんので、ご自身でご依頼願います。

※対象箇所についての詳細は、ご相談ください。

■限度額 ①全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：706,000円以内（1世帯当たり）

②準半壊の場合：343,000円以内（1世帯当たり）

※費用は町から修理業者に直接支払います。限度額を超える部分は自己負担となります。

■申請窓口 穴水町役場 1階ロビー（自動販売機前） 9：00～17：00

■受付期間 令和6年12月31日（火）まで

詳しくは、町公式ホームページ（右記二次元コード）をご覧ください。



罹災証明書の交付・発行

☎ 税務課 ☎ 5 2 - 3 6 3 0

罹災証明書の申請窓口について

罹災証明（※ 1）の申請窓口について、混雑を避けるため、被害認定調査（※ 2）の終了した地区から順次、ご案内しています。現在は、川島地区（城山地区を除く（※ 3））の木造住家（※ 4）の申請を受け付けています。罹災証明書は、申請時に即時発行します。調査が終了し、発行可能となった地区へは順次ご案内します。

最新情報については、町公式ホームページ（下記二次元コード）をご覧ください。

■申請窓口 穴水町役場 1階ロビー 罹災証明書申請 特設窓口

■受付時間 9：00～17：00（土日、祝日も受付します）



- ※ 1 罹災証明書とは、町が「被害認定調査」を行い、被害の程度を証明するものです。罹災証明は被災者生活再建支援金の申請や応急仮設住宅の入居、住宅の応急修理に関する支援や各種保険の申告等に必要となります。
- ※ 2 被害認定調査とは、地震等の自然災害により住家等の被害の程度の調査です。調査内容は内閣府が定める判断基準に従い「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分で判定されます。
注：被災建築物応急危険度判定の結果とは、一致しないことがあります。
- ※ 3 城山地区は避難指示の発生に伴い、被害認定調査を行うことができません。調査ができ次第、お知らせします。
- ※ 4 住家とは、災害発生時において現実に住居のために使用している建物のことです。非住家（納屋、土蔵、店舗、倉庫など）については、住家の調査が終了次第、申請に基づき調査します。木造以外（非木造：鉄骨造、鉄筋コンクリート造など）の住家については、調査に時間を要するため、発行できない場合があります。

被災建築物応急危険度判定

☎ 税務課 ☎ 5 2 - 3 6 3 0

応急危険度調査について

応急危険度調査は、倒壊した家屋が余震などで人命に危険を及ぼすことや、その建物が使用できるか否かを応急的に判断し、その結果を張り紙（赤：危険、黄：要注意、緑：調査済）により示すものです。

ただし、あくまで危険の程度を応急的に判定した調査結果を示しているため、**町の罹災調査（罹災証明）と結果が一致しないことがあります。**

また、調査当初は、調査済みの応急危険度が小さな建物に対し「緑：調査済」の張り紙を掲示していましたが、判定作業の効率化を図るため、1月13日以降に調査を行った建物には「赤：危険」「黄：要注意」の2種類のみを掲示を行い、応急危険度が小さな建物については「掲示なし」としています。

なお、本調査につきましては、1月18日をもって終了しました。

【当初の調査】

調査結果	掲示物
危険	赤色の張り紙
要注意	黄色の張り紙
調査済	緑色の張り紙



【1月13日以降の調査】

調査結果	掲示物
危険	赤色の張り紙
要注意	黄色の張り紙
調査済	なし

町税の申告・納付等の期限延長

問 税務課 ☎ 5 2 - 3 6 3 0

地域指定による町税の申告・納付等の期限延長について

令和6年度能登半島地震の発生を受け、地域指定による町税の申告・納付等の期限を延長します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 石川県及び富山県に住所を有する個人 石川県及び富山県に主たる事務所もしくは事業所を置く法人
延長対象	令和6年1月1日以降に納期限が到来する町税の申告・納付などの期限が延長されます。ただし、口座振替の方法による納付に係るもの、行政不服審査法に基づく審査請求に関する手続きについては延長されません。
延長後の期限	後日告示します

※地域指定による画一的な措置のため、申請手続は不要です。

個別の申請による申告・納付等の期限延長について

地域指定による延長措置の対象とならない場合でも、震災の影響により、期限までに町税の申告・納付等ができない場合には、その理由が止んだ日から2か月以内、特別徴収義務者については30日以内に申請いただくことにより、延長を受けることができます。

町民税及び確定申告の受付日程について

申告期間及び申告会場等の受付日程が決まり次第、お知らせいたします。
最新情報については、町公式ホームページ（右記二次元コード）をご覧ください。



水道・下水道の復旧

問 上下水道課 ☎ 5 2 - 3 1 3 0

各地区の復旧見込みについて

上水道について、早急に水道管破損箇所の復旧を進めています。現在、穴水地区の一部の地域で水が出るようになっていますが、家庭での漏水を確認してください。確認ができるまでは使用は控えてください。漏水している場合は、止水栓を止めて、水道設備業者に修理を依頼してください。また、町での水質調査を実施するまでは、飲用は控えてください。引き続き、水道本管の漏水調査に多くの水が必要ですので、家庭での水の使用は極力控えてください。

下水道使用地区については、下水道管に大きな被害が生じており、一部の箇所流れにくい場所があります。下水道に流す水は手洗い程度に控え、下水道管の負担軽減に協力ください。また、マンホールから、汚水が流れ出ている場合は、すぐに役場（☎ 52-0300）までご連絡してください。下水道管の破損が発見された場合、復旧まで使用停止をお願いします。

その他、集落や地区管理の簡易水道や小規模水道についても、できるだけ早い復旧をめざしています。

【各地区の復旧見込み】

地区名	復旧見込み時期
穴水地区	1月中
住吉地区	2月中
甲地区	3月中
諸橋地区	3月中

被災者生活再建支援制度

問 住民福祉課 ☎ 5 2 - 3 6 2 1

震災で被害を受けた世帯へ国から支援金が支給されます

被災者生活再建支援制度とは、令和6年能登半島地震により住宅に被害を受けられた世帯に対し、国が生活再建の支援金を支給する制度です。

■受付日 令和6年1月24日（水）から

※申請には罹災証明書が必要となります。

罹災証明書が発行可能な地区については、町公式ホームページをご覧ください。

■申請窓口 穴水町役場 1階 101 会議室

■受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日も受付します）

■対象世帯 以下の（1）～（4）のいずれかに該当する世帯

- （1）住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
- （2）住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯）
- （3）災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）
→長期避難世帯の認定は、都道府県が行います。現在、穴水町に該当はありません。
- （4）住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

■添付書類 以下の①～④の全ての書類

- ①罹災証明書（長期避難世帯の場合は添付不要）
- ②住民票の写し等（マイナンバーを活用する場合は添付不要）
※被災時に当該世帯が居住していたことが確認でき、かつ居住する住宅の所在、世帯主及び世帯の構成が確認できる証明書
- ③世帯主の普通預金通帳の写し（口座名義は、フリガナを記載）
- ④半壊解体世帯は、解体の完了が確認できる証明書（法務局から発行される滅失登記簿謄本など）

詳しくは、都道府県センターの公式ホームページ（右記二次元コード）をご覧ください。



国民年金保険料

問 住民福祉課 ☎ 5 2 - 3 6 2 1

国民年金保険料の免除について

被災により、住宅、家財、その他の財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた人は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除になる制度があります。

■免除期間 令和5年11月～令和8年6月分

詳しくは、日本年金機構公式ホームページ（右記二次元コード）をご覧ください。



国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 〇〇住民福祉課 ☎5 2- 3 6 2 1

保険証や現金がなくても医療機関などを受診できます

令和6年能登半島地震により、保険証を紛失または自宅などに残したまま避難し、保険証を提示できない場合でも、医療機関や介護サービス事業所などの窓口で、氏名、生年月日、連絡先、住所を伝えることで受診できます。

また、下記の対象者に該当することを申告することで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要になります。

■対象者 以下の(1)～(5)のいずれかに該当する人

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた人
※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で申告してください。
- (2) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である人
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止または休止した人
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

■対象期間 令和6年4月30日(火)まで

- #### ■注意事項
- ・免除を受けるには(1)～(5)のいずれかに該当する必要があるため、医療機関などの窓口で申告した内容について、町または石川県後期高齢者医療広域連合から確認が行われることがあります。
 - ・入院、入院時の食費、居住費などはお支払いいただく必要があります。

詳しくは、厚生労働省公式ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。



公立穴水総合病院からのお知らせ

〇〇公立穴水総合病院 ☎5 2- 0 5 1 1

診療体制について

震災の影響により、通常の診療体制が確保できない状況です。最新の診療体制情報については、公立穴水総合病院公式ホームページ(右記二次元コード)でお知らせします。



【現在の診療体制(1月29日現在)】

外来診療: 内科・外科・整形外科(午前中のみ) ※眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科については個別対応
処方せんのための外来対応(全科)

救急対応: 24時間受け入れ可能

※兜診療所については、当面休診となります。

眼科総合検診の延期(無期限)について

2月24日(土)・25日(日)に実施予定の眼科総合検診について、震災の影響により検診の実施が困難なため、無期限の延期となります。

災害片付けごみの仮置き場の設置

環境安全課 ☎ 52-3770

災害により発生した片付けごみの出し方について

1月18日より、災害片付けごみの仮置き場を穴水港あすなる広場横に開設しています。災害ごみの持ち込みの際はあらかじめ分別を行い、決められた場所に置いてくださるようご協力をお願いします。

詳しくは、穴水町公式ホームページ（下記二次元コード）をご覧ください。

- 期 間 令和6年3月31日(日)まで(予定)
- 時 間 9:00～15:00 (12:00～13:00は受入不可)
- 場 所 穴水港あすなる広場横(穴水町字川島ツ 125番地)
- ごみの分別 以下の①～⑤にごみを分別してください



※ご自身での荷下ろしとなります。ご協力をお願いします。

※ご自身での持ち込みが難しい人は、ボランティアセンター（下記連絡先）にご相談ください。

問い合わせ先：① 070-1002-4342 ② 070-4134-6642

ごみの種類	持ち込み可能なごみ
①可燃物	木製・プラスチック製家具、布団、畳 など
②不燃物	ガラス、陶磁器、コンクリートくず、瓦、サイディングボード（外壁） など
③金属くず	鉄くず など
④家電類	リサイクル家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコン） ※冷蔵庫の中の生ごみは、すべて取り出してください。 その他家電（炊飯器、電子レンジ、ドライヤーなど） ※充電式バッテリーなどの電池、暖房器具の灯油は必ず抜いてください。
⑤処理困難物	ベッドマット、ソファ など

注：以下に記載しているものは持ち込みできません

生ごみ（使用済み簡易トイレ含む）、資源ごみ、産業廃棄物、農薬、劇薬、廃油、液体、廃タイヤ
自動車バッテリー、石・土・砂、体温計、乾電池



ごみの持ち込みの際は、 十分にご注意ください！

場内は大型重機や大型車両が稼働しているため、大変危険です。車両走行や荷下ろしを行う際は、現地の係員の指示に従ってください。

場内でのケガや事故、車両の損傷などについて、町は一切の責任を負いません。

公費解体制度について

令和6年能登半島地震により被災した家屋等を、所有者の申請に基づき、町が所有者に代わって解体・撤去を行う「公費解体制度」を検討しています。

公費解体の実施決定前に被災された方ご自身で被災家屋等の解体・撤去を行った場合の費用償還についても、併せて検討しています。

どちらも詳細が決まり次第、町公式ホームページでお知らせいたします。

■対象 被災した住宅・事業所など（罹災証明で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」判定のもの）
※ 家屋の一部のみの解体やリフォームは、制度の対象となりません。

■費用負担 (1) 公費解体 町が所有者に代わって解体・撤去する場合：全額公費負担
(2) すでに解体・撤去をした場合の費用償還：町が決定した補助額
※ かった費用全額が償還されるとは限りません。

能越ケーブルネットからのお知らせ

能越ケーブルネット（株）穴水放送センター
☎0120-528-072

震災に伴うケーブルテレビサービスの手続きについて

令和6年能登半島地震の影響により、テレビサービス及びネットサービスが利用できない地域があり、早期復旧を目指し作業を進めております。ご迷惑、ご不便をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

また、ケーブルテレビサービスの手続きについて、震災の影響により、穴水放送センターでの手続き対応ができません。つきましては、建物倒壊による避難や避難に伴う転居等により、弊社サービスの解約等を希望される場合は、**能越ケーブルネット・氷見局**にて受付けておりますので、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

■問合せ先 能越ケーブルネット・氷見局 ☎0120-040-720（フリーダイヤル）

■受付時間 9:00～17:30（月～土）※日・祝日定休

詳しくは、能越ケーブルネット公式ホームページ（右記二次元コード）をご覧ください。



あなみず春よ来い商品券

観光交流課 ☎52-3671

発送時期・使用期間の変更について

広報あなみず令和6年1月号にてお知らせしておりました「あなみず春よ来い商品券」につきまして、令和6年能登半島地震の影響により、商品券の発送および使用が困難な状況となっております。発送時期・使用期間につきましては、現在調整しております。

詳細が決まり次第、町公式ホームページでお知らせいたします。

災害臨時特別編

令和6年能登半島地震では石川県全域が被災し、特に、奥能登地域は甚大な被害を受け、新聞やテレビなどで連日取り上げられています。

遊々能登では、奥能登2市2町のイベント情報を毎月紹介しておりますが、各市町から写真をご提供いただきましたので、今回は災害臨時特別編として、輪島市・珠洲市・能登町の被害状況を掲載いたします。



輪島市



【輪島市】

火災の発生により甚大な被害が生じた朝市通りや、横倒れなったビルの様子 など

【珠洲市】

観光名所である見附島の崩落や、家屋が崩れている宝立町の様子 など

【能登町】

北河内トンネル付近の土砂崩れや、瓦が散乱している白丸地区の様子 など

珠洲市



能登町



令和6年能登半島地震に関する 穴水町の情報はコチラから

給水や入浴支援、道路状況などに関する情報や、住宅など、町民の皆様に必要な情報を様々な方法で発信しています。防災無線などでも周知を行っておりますが、最新の情報を素早く受け取るためにも、ぜひご活用ください。

■ 穴水町公式ホームページ

住宅に関する制度や罹災証明書の発行など、令和6年能登半島地震に関する情報をまとめたページを公開しています。

右記の二次元コードから確認できます。



■ 穴水町公式防災情報アプリ「あなみず info」

町の行政・防災情報・ごみ収集日などをプッシュ通知で配信する情報アプリです。そのほか、町や石川県などが運営する各種防災・行政サイトへのリンク機能なども備えています。右記二次元コードからアプリのインストールができます。(無料)

インストールはこちらから



Android
(Android5.0 以上)
iPhone / iPad
(iOS/iPadOS13 以上)

■ 穴水町公式 X (旧ツイッター)【能登半島地震】石川県穴水町 | 公式

令和6年能登半島地震に関する情報を、リアルタイムに発信するため開設したアカウントです。穴水町公式ホームページで公開している行政情報に加え、町内の様子や各自治体・各種団体などによる支援情報などを発信しています。

右記の二次元コードから確認できます。



町内医療機関の診療時間について

医療機関名	診療時間
公立穴水総合病院	9:00～12:00
北川内科クリニック	9:00～12:00
尾張循環器・糖尿病内科クリニック	9:00～12:00
まるおかクリニック	9:00～12:00 14:00～17:00
穴水こころのクリニック	9:00～11:30 13:00～15:00 ※15時以降は要問合せ